

第4号議案

会員及び会費に関する規程

一般社団法人横浜市地球温暖化対策推進協議会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人横浜市地球温暖化対策推進協議会（以下、「当法人」という）の活動に参加する会員及びその会費等に関して定める。

(会員の種別)

第2条 当法人は、会員の種類として、個人会員、団体会員、事業者会員及び学生会員を設ける。

(会費)

第3条 会員の会費は、一口の年額を次のとおりとする。

- (1) 個人会員 2,000 円
- (2) 団体会員 5,000 円
- (3) 事業者会員 10,000 円
- (4) 学生会員 無料

(入会金)

第4条 新規会員の入会金は、第3条第1項各号の会費1年分を、入会金として納めることとする。

2 第1項に規定する入会金は、当法人設立以前から、任意団体横浜市地球温暖化対策推進協議会の会員であった者には適用しない。

(社員)

第5条 会員は、原則として定款第5条の社員となる。ただし申し出により社員とならないこともできる。

2 第3条第4号の学生会員は社員となることができない

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則 この規定は、社員総会の承認を得た日をもって施行する。